

甲賀市福祉ホール条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

甲賀市福祉ホールは、昭和 5 4 年に社会福祉を目的とする住民の相互交流及び活動の場を提供するために建築されました。以来、住民の福祉意識の高揚と主体的な福祉活動の推進を図ってまいりましたが、老朽化が著しいこと、周辺に同規模の市所有施設が複数あり所期の目的に対する役割を終えたことから、同ホールを解体するため、本条例を廃止するものです。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

2 その他

併せて、本条例施行規則も廃止することとします。

同ホールは令和 5 年度から水口保健センター及び水口地域包括支援センターの仮事務所として活用していたため、市民の方には周辺施設を利用いただいていることから影響はありません。